

【海外における外国人包摂事情シリーズ6】

# パーダーボルン市のドイツ語教育のあり様 —「生活分野」の日本語教師が見たもの—

## 1. はじめに

2024年夏に実施したドイツの視察について、本誌7月号に近藤氏が「ドイツ：社会福祉としての移民・難民支援」と題して報告した。それに引き続き言語政策に焦点をおいた生活分野の日本語教師3名の視察報告をお届けする。

私たちは共通に、日本語教師及び地域日本語教育コーディネーターとして、多文化共生のまちづくりと日本語教育の繋がりに意識を向けながら「生活者としての外国人」\*注1のための日本語教育や体制整備の事業に携わってきた。

日本語教育における国の方向性として、近年、様々な法律や枠組み\*注2が示されてきた。しかし、実施のための公的財源は十分にはほど遠い。外国人を社会の一員として受け入れ、地域活性化への貢献を期待するならば、生活と社会参加のための言語習得を公的に支えることは当然であろう。

一方、長年、日本語教育が法制化されていなかったために、日本語学習や生活情報へのアクセスは多くが市民ボランティアに支えられていた。地域の日本語教室が受入れ社会側の市民と「生活者としての外国人」との接点となっていたことは、特徴的である。

3人は生活分野の日本語教育はどのような場であるべきか、その場はどのようなシステムの中にあるべきか、またそれを支える日本語教師はどのような専門性と視点を持つべきかをそれぞれ模索してきた。

以下、統合コースについて説明した後、3人のそれぞれの視点・興味から報告と考察を述べる。読者がドイツの言語政策のあり様の一端を知り、生活分野の日本語教育の今後を考えるきっかけになればと願う。なお、私たちは日本語教育には知見を持っていると自負しているが、ドイツの言語政策については、一定の予備知識の下、視察旅行で見聞きした情報に基づくことをお断りしたい。

## 2. 統合コースの概要

ドイツにおける「統合コース（Integrationskurs）」は、移民や難民が社会に溶け込み、自立した生活を送るために支援する国家主導の教育プログラムである。連邦移民難民庁（BAMF：Bundesamt für Migration und Flüchtlinge）

### 解説者

中河 和子 なかがわ・かずこ

有限会社トヤマ・ヤポニカ代表取締役  
富山県地域日本語教育コーディネーター。1991年トヤマ・ヤポニカ入社以降、大学・企業・自治体等の様々な日本語教育に携わるとともに、県内外で生活分野の日本語教育人材育成を行う。近（共）著に『外国人受け入れへの日本語教育の新しい取り組み』（ひつじ書房／2025年）等。



神初 奈津子 じんぱつ・なつこ

有限会社トヤマ・ヤポニカ講師  
2010年にトヤマ・ヤポニカ入社以降、大学・企業の日本語研修、自治体の基礎日本語教室や日本語支援者養成講座を担当。2025年度より富山県地域日本語教育コーディネーターとして、体制整備の一環である地域の教室のコーディネート業務や基礎日本語教室などの企画に取組む。



萬浪 絵理 まんなみ・えり

NPO法人国際活動市民中心（CINGA）理事  
就労者や留学生対象の日本語教育を経て、地域日本語教育に軸足を移す。千葉市等、地方自治体や国の委託事業にコーディネーターやアドバイザーとして携わり、人と繋がるための日本語教育プログラムの開発・運用や人材育成を担う。自身のテーマは、学習支援と相互理解の両立。



が主導するこのプログラムは、社会統合を目的として設計されている。

\*注1：『日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版』（2019年文化庁）では、教育対象を「生活者としての外国人」「就労者」「難民」等に6分類した。「生活者としての外国人」の定義は「誰もが持っている『生活』という側面に着目して、日常的な生活を営む全ての外国人を指すものである」としている。

\*注2：基本法である「日本語教育の推進に関する法律」（2019年施行）、「日本語教育の参照枠報告」（2021年文化庁）、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（2024年施行）など。



ASBの廊下に貼ってある注意書き。

まず、600時間の一般コースでは、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages：欧州言語共通参照枠）のB1レベル到達を目標とし、買い物、仕事、医療、子育てなどの場面に対応できる実用的なドイツ語を学ぶ。女性、青年、非識字者等のための特別コースもあり、条件により900～1,200時間の受講が認められる。続く100時間のオリエンテーションコースでは、ドイツの法律、歴史、文化、価値観、政治制度等について学び、民主主義社会の一員としての理解を深める。その後は、基本的にB1合格者を対象とした職業ドイツ語コースも用意されている。統合コースは、BAMFの認定を受けた公的及び民間の教育機関で実施されており、受講者は一定の条件を満たせば受講料の免除や交通費の補助を受けられる。

コースの修了試験に合格すればBAMFからの「統合コース修了証」が交付される。これは、永住許可や市民権の申請などに必要な資格である。このように統合コースは、移民の社会統合を図るため、重要な役割を果たしている。ドイツ政府が社会統合を重視していることから、統合コースの受講が法的義務となる場合もある。受講しない、もしくは正当な理由なく途中で中断する場合、公的扶助給付や滞在許可に悪影響が及ぶこともある。

### 3. 統合政策の理念とドイツ語教育実践者の意識 (萬浪)

統合コースの受講対象者は、B1レベルまで修了することが永住資格を得るための条件の1つとなっている。私の関心は、簡単に言えば「学校型の授業で、多様な学習者がB1まで達するのだろうか？」ということだった。生活者を対象とする日本語教師であれば、留学生教育とは異なる難しさを知っているだろう。年齢、価値観、学習環境、学習経験等において多様で、個性が高い。ドイツの移民難民の背景を考えれば、一層その傾向が強いだろうと想像できる。教育の「量」を確保しつつ、より多くの移民難民が「自立した言語使用者」になれるよう、個別性に配慮した教育を実現しているのだろうか。

#### ドイツ語コースの課題

パーダーボルン市内最大規模の語学学校「Die

Sprachwerkstatt Paderborn」には、統合コース8クラスのほか、職業のためのドイツ語コース等があり、400人程度が学んでいる。B1修了テストの合格率は50%で、全国平均の40%よりも高いとのこと。アルファベット初学者も300時間の追加学習後にB1に達することがある、という説明があった。

いずれの機関でも、学習内容の理解が困難な人に対して翻訳や母語サポートなどの対応はしていないようだ。教師の中に移民背景の人がいても、一部の学習者に特別な対応をすると不公平だからとのことだった。書店に並ぶ多数のドイツ語のテキストにも多言語対応のものはほとんど見当たらず、日本とは異なる点であった。

フランクフルトの非営利教育機関「ASB Lehrerkooperative gGmbH」(以下、ASB)では、「成人の移民難民対象の教育は難しいため、教師は志望者が少なく、高齢化している」と聞いた。統合コースの定員は20名と聞く。「文化・宗教・社会的背景の違う人々、学習スタイルの好みが違う人々を教師1人で教えるのは大変なことだ」という話は理解できるものだった。教師が不足する中、「B1」を目標にして習得が困難な学習者にも十分対応するのは容易ではないだろう。

#### 非識字者クラスの様子

ASBが郊外の施設で運営している非識字者のクラスを見学させていただいた。11名の学習者の大半がアフガン難民の青年だった。彼らは出身の村において、武装勢力に兵士としてとられることを恐れる親が外に出さなかったため、学校で学べなかったとのこと。ドイツ語の授業は講義と板書中心の知識伝達型で、終始、ぴりりとした空気の中、学習者はあまり反応なく、じっと聞いていた。隣の人と母語で話して注意を受ける場面もあった。彼らの背景を思えばなおさらに、講義中心の一斉授業は容赦ない印象であった。

余談であるが、同じ空間にいた私には、全くわからないドイツ語の講義はとても長く感じた。彼らは、故郷の家族と別れてこの地で生きることになり、初めての座学におい



ASBの廊下で。ドイツではゴミの分別を学ぶのは大切だそう。



て母語を言わば封印されて未知の言語を学んでいる。その状況を目の当たりにし、胸がつまった。

### 「支援と要求」の具現化

視察全体から見ると、ドイツの統合政策には「人」を取り巻く、生活・仕事・ことば・心を包括的にケアする制度と実体があり、多機関連携は学ぶべきものであった。一方で、統合コースは統合政策の理念である「支援と要求」\*注3の具現化であることを、関係者の話から痛感した。視察の先々で「授業についていけない学習者はいないか」と質問したのに対し、揃って「それは本人の努力次第」という回答があっただけでなく、そこは問題にならないという反応が感じられた。教育は移民難民の自立支援でありつつ、「ドイツで生きるならドイツ語を学ぶこと」という努力要求が教育現場の実践者に信念として共通していた。

生活者日本語教育の場合、多くの地域では学習のハードルを下げるために多言語に対応した教材や資料を多少とも使っている。翻訳アプリ活用も推奨する。補完的な多言語対応は特に学習に慣れない当事者に安心を与え、クラスの離脱者を減らせると経験的に思う。

ドイツの教育機関関係者の話しぶりや「ドイツ語以外使わない」という方法からは、媒介語を用いない直接法の効果や「平等」を重ねての措置というよりも、無意識にせよ、「とにかくドイツ語を!」というある種の権威性を感じた。制度において相談や就職支援など福祉との連携は個別対応が手厚いが、こと言語学習に関しては「成果は当事者の努力次第」という考えが中心であった。受講義務の目的は、「ドイツ語を習得すること」よりも、「習得の努力を受講によって示すこと」にあるのかもしれないとも思えた。

### 日本語教育の在り方

B1というドイツ語の目標レベルは、CEFRに基づく。欧州評議会によるCEFR開発の根底には複言語・複文化主義の理念がある。人が越境する時代に、個人が複数の言語によって異文化間交流に参加できる能力を持ち、また複数の文化での経験を有することにより、お互いを尊重し、平和を目指す。その実現のために、CEFRが生まれたと聞いてきた。しかし、今回出会った教育関係者については、当事者の母語を尊重したり、母語の能力をドイツ語教育において活用したりする発想は薄かった。「統合」と、欧州言語を想定した「複言語・複文化主義」は、そぐわないだろうか。

視察を経て、言語保障の重要性を改めて認識した。同時に、日本の実践では「日本語教育の推進に関する法律」に

謳われている「多文化共生」を軸に展開したいと考えた。単に日本語で「○○ができる」ことを教育目標にするのではなく、基礎段階から、他者と（教師や他の学習者とも）気持ちや考えを伝え合う対話的な活動を通して、関係構築のプロセスを学ぶ教育。当事者にとって初めて日本語を学ぶ場がそういった在り方なら、結局は融和的な社会づくりの早道となるのではないか。もちろん、量と質のバランス、そして受入れ社会市民も同様に学ぶこと、これらが課題であることは言うまでもない。

## 4. 民間福祉団体に展開するドイツ語教育の あり様から（中河）

### 一本化されているドイツ語教育と相談窓口

民間福祉団体の「IN VIA Paderborn」（以下、IN VIA）を訪れたのは、視察2日目の晴れた日だった。初日に訪れた「MiCado」と同じく民間福祉団体だが、移民難民の相談窓口の集合体というMiCadoとの違いは、福祉団体の中にドイツ語コースも運営していることだ。福祉団体の中に現地語コース（日本の場合は日本語コース）が展開するのは、日本には余りない形と考えられる。近くの風景に溶け込んだような建物のたたずまいは、学校のイメージと違っていて、いい意味で期待が裏切られた。

温かくもてなされたその長テーブルの向かい側には、6人のスタッフがいた。誰もがいわゆる教師然とはしていない。各コースのコーディネーターである彼らは、全てソーシャルワーカーなのだ。IN VIAは多様な語学コースの他、保護者の同伴のない未成年移民のための施設、青少年のための職業訓練コース、移民背景女性の再就職プログラム等も展開している。

IN VIAの語学コースで特徴的だと思ったのは、統合コースに入る資格のない人・まだ入れない人を対象にしたコースが複数あることだ。また、移民背景女性のための再就職プログラムには月1回、ドイツ語教師が常駐する言語カフェがある。これらの語学コースの多様さ・工夫は、言語



温かく迎えてくれたIN VIAのプログラム・コーディネーターのスタッフたち。全員がソーシャルワーカー。熱心に丁寧に私たちの質問に答えてくれた。

\*注3：支援と要求（Fördern und Fordern）：受入れ国として、社会参加と機会均等を促進するための支援を提供するが、移民側にもドイツ語の習得とドイツ社会における基本的な価値の尊重を求めることを意味する。（近藤 [本誌7月号同コーナー]）

保障におけるセーフティネットのような機能を果たしていると考えられた。団体の在り方が福祉であることが、このように当事者に寄り添った多様なプログラムを展開させているのだろう。当然その教育の様相も通常の知識伝達中心の学校型とは変わってくるだろうと推察されたが、残念ながら教室を見せてもらう機会は時間的にもなかった。

ここでは「統合コースと相談窓口が一体化されて」おり、「この一体化はドイツでは珍しくない」という（近藤 [本誌7月号]）。このような福祉と言語教育の一体化は、将来の日本の学ぶべき方向性を強く感じた。

### ソーシャルワーカーの視点で言語教育を見る

これらの語学コースの情報は関係者の間で徹底的に共有され、ジョブセンターや労働局などの必要な機関で手に入れることができる。あくまで「本人の申し込み」で、語学コースは長いウェイトिंगリストがあるとのことだった。「あくまで自分で決定」「またコース継続・完遂も徹底的に自己責任」というシステムにこぼれてしまう当事者はいないのか、という私たちの問いには「統合は強制できるものではない。これだけ支援の選択肢を提供しているのだから、自身が統合を希望し完遂すべき」との答えであった。滞在中に何度も感じたドイツのいわば自己責任主義が、ここでも貫かれていると感じた。ただ、答えの中で「様々な状況の中で自己決定することは実は難しい」とのことだとも述べ、彼らのソーシャルワーカー的視点の豊かさを感じた。（言語）教育においては「当事者の困難」（それは決して個人的なものだけではない）に思いを寄せるコーディネーターや教師がいることは必要である。その思いの馳せ方で、教育システムの将来的な改善に差が出てくると私は日本語教師として常々感じている。

自己決定する彼らのドイツ語コースの選択基準についての問いには「多くの場合口コミであり、他に家から通いやすいことや、生活相談をやっていることなど」とあった。たとえ長いウェイトングリストがあっても、学びたい意思があれば、生活の近くにドイツ語とドイツの基本的な価値観を学べる「場」が用意されているという環境は、現在の日本が学ぶべきものだろうと痛感した。

最後にパーダーボルンという小都市と他の大きな都市との外国人支援の予算や人材確保などの面で地域格差を感じているか、と問うたところ「感じていない」と即答された。「小さな都市での移民政策のあり様を視察目的」にした私たちにとって、ドイツの移民政策の底力のようなものを見た気がした。

### ドイツ語教育の制度的安定

言語教育の理念・役割を広く持ち「学習者を社会的存在としてエンパワメントする教育」をすれば、日本語教育に

も、IN VIAと同じようなコースの様相ができる。現在の日本語教育機関にも、そのようなところは偶発的にあるかもしれない。しかし、それが制度として保障されていることがドイツの先進国として底力だろう。

また、私たちが接したソーシャルワーカー、語学コースのコーディネーター、教師は皆、自身の専門性に誇りを持ち、仕事について熱く語っていたように私には見えた。仕事のやりがいや適性だけでなく、仕事の制度的保障やそこから来る職業的待遇の安定が彼らを自信に満ちた顔にさせているのだと思う。これも「生活分野」の日本語教師のいつも疲れている顔を見ている身としては、うらやましいことだった。

### 制度的安定が教育の質を保障するか

一方、制度・体制が保障されれば「教育の質（教室の様相）」が、自動的に向上するわけでもないらしいということも、今回の視察で感じた。IN VIAなどの授業は見えていないが、他の教育機関で、それが学習者同士の助け合いであっても「学習者の母語の使用を絶対禁止」している教室の様相を見ると、CEFRの複言語主義などが具現化したい理念が教室現場にまで及んでいるのかと疑問に思うことがあった。

ここから日本が学ぶべきことは、「移民教育」すなわち「生活分野もしくは就労分野」の日本語教育の教師教育の在り方である。留学分野教育の亜流と見られがちな生活・就労分野の日本語教師の専門性の明確化をさらに進めて、教師教育を充実させることが急務である。生活分野の日本語教師のあるべき志向性と力量とは「日本語教育の参照枠」の3つの理念\*注4を具現できるだけでなく、教室における日本語教育以外に、市民を巻き込んだ社会における教育活動を展開し、その地域を多文化共生に導けるということだと考える。教師教育のためにもドイツ視察で得た「日本が学ぶべき点」の実現がまず必要である。

## 5. ドイツにおける移民難民の若者と子どもへの支援の現場から（神初）

わたしが本視察に参加した目的は、ドイツの移民難民支援、特にドイツの統合コースを中心とした言語保障政策の実態を見聞きし、今後の自身の教育実践に活かすことであった。

しかし、実際に視察を進めていく中で、自身の関心は次第に変化することになった。近藤氏が先月号で触れている「言語の習得をその根幹であるとしながらも、社会参加と機会均等の障壁となっている様々な課題を解消していくた

---

\*注4：「日本語教育の参照枠」では言語教育観の3つの柱として、  
「1：日本語学習者を社会的な存在として捉える」「2：言語を使って『できること』に注目する」「3：多様な日本語使用を尊重する」を示した。

---

めの取組み」(近藤 [本誌7月号同コーナー])が、まさにわたしの主な着眼点となったのである。それは、様々な機関での視察を進める中で、社会統合に向けた支援のあり様を実際に見聞し、肌で感じる事ができたからであろう。これらの経験は、自身の視野を広げ、意識に大きな変革をもたらすものであった。

特に、「AWO Jugendmigrationsdienst Paderborn」(以下、AWO)とIN VIAの、多様な背景を持つ移民難民の若者と子どもに対する社会統合支援の取組みが、非常に興味深く、印象的であった。

「生活者への日本語教育と福祉の在り方について、ドイツにおける移民難民の若者と子どもへの支援を通じて再考する」という視点から、この2つの機関を視察した際に自身が得た知見を以下にまとめる。

### 自律的意思決定のための「選択肢の提示」

まず、AWOであるが、この機関は、6大福祉団体の1つである労働者福祉協会(Arbeiterwohlfahrt: AWO)が運営する、青少年移民サービスである。

ここでの支援の対象は、原則として青少年(ドイツでは12歳~27歳)であるが、特に学校から就労への大きな変化の時期にあたる16歳以降の若者を主な対象としているとのことであった。確かにこの年代は、進学、職業訓練、就職など、まさに人生の次のステップをどう選ぶかという重要な時期である。

この訪問で特に印象に残ったのは、「選択肢の提示」と「モチベーションの形成と維持」という2つの言葉だった。「選択肢の提示」というのは、例えば、「何か仕事をした」と思ったとき、すぐに職業訓練の場を探すのではなく、まずはその仕事がどのようなものかを知ることだということ。仕事内容を知らずに選んでしまうと、自分に合わず、すぐに辞めてしまう可能性があるからである。そのようなことを防ぐために情報を与え、どのような選択肢があるのかを提示することが重要である。

「モチベーションの形成と維持」については、まずは不安をなくすこと。そのうえで、「このような可能性がある」「ここではこんなことができる」といった具体的な選択肢や道筋を示すことで、安心し、前向きな気持ちになっていくという。

そして、この施設のスタッフは、自身が移民のバックグラウンドを持っていることも多く、若者にとってのロールモデルとなり得るほか、文化的な橋渡し(文化通訳)としての役割も果たしているという。

このように、AWOの支援は、自律的意思決定のために、ロールモデルを提示すること、選択肢を提示することによって、若者が自身の人生を主体的に選び取る力を育むことを重視している。

AWOの施設内。机やPCだけでなく、ビリヤード台や楽器、バーカウンターなどがあり、青少年が社会や仲間と繋がることのできる場所になっている。



### 保護者の同伴がない未成年移民のための生活全体への支援

次に、IN VIAでの活動の中で特に印象的だったのは、保護者の同伴がない未成年移民のための施設での支援についてである。この施設への入所条件は次の4点、難民の背景があること、14~18歳で、1人でドイツに入学し、さらに青少年局からの支援要請があることである。ここでは、学校に通えない子どもたちが、規則正しい生活リズムを維持しやすくするため、独自の語学コースを実施している。このコースでは、既存の制度へのスムーズな移行(橋渡し)を目指している。

この施設に入所している子どもたちの多くは、親との死別などの喪失体験を抱えており、精神的な問題を抱えるケースも少なくない。そのため、スタッフは日々子どもの様子を注意深く観察し、必要に応じて専門機関と連携して対応している。しかしながら、自身に問題があると認識しない子どもや、心を閉ざして支援を拒む子どももあり、対応は容易ではない。そのため、「相談できる場があること」を丁寧に伝え、MiCadoのようなメンタルケアセンターへ繋げる努力を続けているとのことであった。

このようにIN VIAは、青少年局やメンタルケアセンターなどの専門機関と連携しながら、子どもたちの生活全体への支援を行っている。

### 学びと暮らしを繋ぐ支援とは何か

視察前の自身の視野は、一日本語教師としての、コースデザインや教室運営といった、比較的限定的な枠組みにとどまりがちであった。

しかし、視察を通して、言語教育を単なる語学習得にとどめず、生活支援や社会統合の一環として捉える視点の重要性を強く認識するようになった。特に対象が未成年の場合は、成人以上に福祉的なケアから支援を始める必要があると感じた。生活全般にわたる支援に加えて、心理的な支援や個別の課題解決に向けたケースマネジメント的なアプローチが求められる。

そして、こうした支援体制を構築していくには、教師だけでなく、自治体や関係機関、そして国も含めて、その重要性を共通認識として持ち、制度や仕組みを整備・充実させていくことが不可欠である。今回の視察は、その必要性を改めて強く実感したものであった。